

岩見沢市パートナーシップ宣誓制度について

1 パートナーシップ宣誓制度とは

一方または双方が性的マイノリティである二人が、互いを人生のパートナーとして互いに支え協力しあう関係であることを市に宣誓する制度で、性的マイノリティの方々の困難を緩和し、性の多様性への理解が促進されることを目的として、令和5年2月から開始した制度。

2 岩見沢市の現状

宣誓組数	0組
行政サービス	現状で利用可能、導入後利用可能、導入しても利用できないサービスに分類して提示 ※導入後利用可能となった主なサービス：市の公営住宅の入居、市の墓地の利用・承継
自治体間連携	札幌市・北見市・江別市・苫小牧市（令和5年2月1日～）、帯広市（令和5年4月1日～）
取組み	<ul style="list-style-type: none"> 制度周知チラシを作成・配布、市内企業・民間医療機関への協力依頼 当事者講師によるセミナーの開催 性の多様性に関するガイドラインの配布と市職員による出前講座の実施

3 道内のパートナーシップ宣誓制度導入状況

札幌市（平成29年6月）、江別市（令和4年3月）、函館市（令和4年4月）、北見市（令和4年6月）、帯広市（令和4年12月）、苫小牧市（令和5年1月）、北斗市（令和5年4月）
旭川市、小樽市、滝川市（導入に向けたパブリックコメント実施済み）

4 要綱改正について

	改正前	改正後（案）
居住要件	<u>双方</u> が市内居住することとし、同居であることは問わない。また、転入予定の場合は3か月以内の場合認める。	<u>一方</u> が市内居住することとし、同居であることは問わない。また、転入予定の場合は3か月以内の場合認める。
子の記載	受領証・受領証明カードの裏面の特記事項欄に子の記載は <u>していない</u> 。	受領証・受領証明カードの裏面の特記事項欄に <u>子がいる</u> 場合記載することができる。

現在、パートナーシップ制度を導入している自治体の多くが居住要件をどちらかが市内に居住していればよいこととしている。自治体間連携を進めていくためにも、岩見沢市も他市と同様の要件に改正したい。